

令和7年度 長野県いじめ問題対策連絡協議会 協議・意見交換の記録

1 日 時

令和7年 12月11日（木） 10:00～12:00

2 場 所

長野県庁3階 特別会議室

3 出席者

別紙「代表者等名簿」参照

4 内 容

(1) 会長挨拶（長野県教育委員会教育次長 松本 順子）

(2) 報告事項

① 令和6年度いじめの状況について

(3) 協議・意見交換

○ いじめ防止等のための具体的な取組について

① 長野地方法務局人権擁護課

○ いじめの重大事態について【非公開】

《長野地方法務局人権擁護課の取組発表》

【松本次長】

続きまして、協議・意見交換に移ります。

本日は、長野地方法務局人権擁護課 北原 様より、いじめ防止等のための具体的な取組についてご発表いただくことになっております。北原様、よろしくお願ひいたします。

【北原委員】

長野地方法務局人権擁護課の北原と申します。

日頃から法務省人権擁護機関の取組について、いろいろな場面で皆さんと関係させていただきまして、この場をお借りして御礼申し上げます。いじめをなくすために、法務省人権擁護機関が調査救済活動を行う人権侵害事件というのは減少していますけれども、学校におけるいじめ事案は依然として高水準で推移していることから、いじめが重大な社会問題であるということがうかがえます。すべての子供が一人の人間として生命や身体の安全を脅かされることなく、家族や友人とのふれあいを通じて自由に成長できるように、この問題に関する理解を深めることが必要ということで取り組んでおります。

まず、法務省の取組です。人権侵害事件としてのいじめの件数になります。令和6年全国の数字になりますけれども、学校におけるいじめは全国で1,202件、全体の件数からしますと13.4%となっております。令和6年度に新規に救済手続を開始した、学校におけるいじめは、例年から若干ではありますけれども増加しているという結果です。いじめに含まれる部分もありますが、インターネット上の人権侵犯ということも非常に多くなってきているということが特徴的です。また、侵犯事件として立件しない

場合でも、人権擁護機関に相談があったものは、令和6年で6,944件です。全体に占める割合は4%になります。率としては低いですけれども、中には重大な相談もあり、そういうしたものにも取り組んでいます。

実際にどのような取り組みをしているかということになりますけれども、我々法務局の他に、人権擁護委員が各市町村におります。それぞれの学校で人権教室をやったり、その人権教室の中でも、特に最近ですと、デートDVというところも重点に児童生徒の皆さんにお話をしています。デートDVの対象は高学年、中高生の方になりますが、いじめの方は小学校低学年からということもありますし、学校にかぎらず、保育園、幼稚園、じゃれ合っている部分から始まるのかもしれませんけれども、紙芝居や人形劇を通して相手を思いやる気持ち、そういうものを育てるということに取り組んでおります。

その他、全国で行っている人権SOSミニレターがあります。小学校中心になりますけれども、こういったはがき型のものを生徒さんにお配りして、困っていることがあれば、今思っていることや悩んでいることを書いていただき、情報の保護のシールを貼っていただきて、こちらに届く取り組みも行っております。学校などでいじめられたり、いじめに限らず、親や兄弟に叩かれたり、虐待だったり、SNSやインターネットに悪口を書き込まれたといった、いろいろな相談が寄せられています。以前はレタータイプのもので、手紙を書くような感じでしたが、より簡単で書きやすいということで、今年ははがきタイプのものにして、折りたたんで投函していただくだけというものにしております。本年度から始めて、我々の法務局に届いた件数は10月末までで227件でした。お父さん、お母さんに叱られるといったものから、仲間はずれされる、友達から無視されるといった内容まであります。これが届いた後は、それぞれ地区担当している人権擁護委員が返事を書いて、具体的にどんなことをされたの？というような話から、下のところに手紙を書いたことを家族、先生、友達など誰かに話していますか？という欄がありまして、相談していないということであれば、まずはお父さん、お母さん、両親に相談してはどうですか？または学校の先生は知っていますか？まずは先生にお話をしてみたらということで、返事を書いたり、具体的な話になれば何回かやり取りするというようなこともあります。中には本当にちょっと書く欄が少ないんですけども、周りを埋めるくらい書いてくる生徒さん児童さんもいらっしゃいます。そういうところを発端にして、我々も取り組んでおりますし、このはがきの他にも、電話相談、LINEでの相談、子どもの人権110番というフリーダイヤルもあります。LINEの人権相談、それから学校で今タブレットを1人ずつお持ちになっておりますので、子どもの人権SOSチャットでは、QRコードも付いておりまして、そこから相談ができるという体制を取っております。

具体的にどんなことがあったのかということになりますけれども、保護者の方、両親の方から子供が学校でいじめられているという相談が非常に多いです。同級生から押されたり、仲間外れにされている。我々法務局へは、いじめた加害者をどうにかすることではなくて、学校の対応が不十分であるということが、相談の発端になることが多いです。保護者の方から学校が十分に対応してくれないということで我々の方に相談がある。法務局としても、その相談を受けて、相談者の了解を得た上でになりますけれども、学校の方にいじめについての調査、また、学校に行けていないという状況であれば、学校に行けるように配慮するようなことを学校と話したりしています。そして、学校の対応を保護者の方にも伝えて、できることなら法務局の仲介によって学校と保護者の方の話し合いが行われるようにしています。そうした中で多いパターンとしては、やはりボタンの掛け違いというか、学校側と保護者の方とがうまくお互いが理解できていないという部分があつたりします。我々が入ることによって、保護者が学校の対応に一定の理解を示して、関係の改善が図られるようにということで、我々としても対応とし

ては、調整という言葉になるんですけれども、間に入って、解決に向けて取組んでいるところです。長野県の実際の事案なんですが、やはり先ほど言ったような形で、どうも学校が動いてくれない、実際は学校の対応しているんですけれども、なかなか保護者の方に伝わっていなくて、学校は何もしてくれないから法務局でなんとかしてくださいというような相談が実際にありました。これは高校の事例になりますが、友達から仲間外れにされているというようだという相談があつて、実際学校の方に行って、学校の担任の先生や、指導の先生、副校長に実際に話を聞くと、いろんな場面で学校もきちんと対応していたということがありました。しかし、なかなかそれが本人または保護者の方に伝わっていないということで、先ほども申しましたように、我々が入ったことによって話を伝えることでスムーズにいったということがございました。非常に重大な事案ということではないんですけども、我々がかわることによって、解決といいますか、理解を得られていくのかなということで取り組んでおります。

実際に具体的な事例の話をしましたけど、まずは未然にいじめを防止する観点で、先ほど申し上げましたけれども、学校に行って人権擁護委員が、いじめをなくすために人権教室、保育園、幼稚園などと人形劇等々で相手を思いやる気持ちを伸ばしていくというか、子どもさんたちに理解していただくような取り組みをしているというのが現状であります。

【松本次長】

ありがとうございました。ただ今の発表についてご質問等がございましたらお願ひいたします。

【曲渕委員】

長野県社会福祉士会の曲渕と申します。先ほどの、ミニレターというのは切手不要のものでしょうか。

【北原委員】

その通りです。

【曲渕委員】

ミニレターのお返事をいただけるとのことですが、例えば少々ご家庭にも課題がある場合などにはそのままご家庭に返してしまうのはちょっとよろしくないかなとも思うのですけども、どのような形でお返しされるのでしょうか。

【北原委員】

お名前、住所、学校等を書いていただくのですが、返事はどんな方法がいいですかという欄がありまして、手紙や電話、それから手紙の場合も学校に送ってほしい、自宅に送ってほしいという選択する欄がありますので、住所を書いていただければご自宅ということもありますし、家には送らないでくださいと書かれている方には学校の方にお送りしているというところであります。

【松本次長】

他にいかがでしょうか。

【高見澤委員】

長野県弁護士会の高見澤と申します。今日はありがとうございます。紙芝居の内容ですが、最近のその現状、私仕事の中で見ていると、SNSとかインターネットとか、いじめの態様も多様化しているという感覚があります。紙芝居の内容としてアップデートするといった現状あるのでしょうか。例えば、ネット型に対応した紙芝居とか、昔のからあるようないじめに対応している紙芝居を今も続けているとか。

【北原委員】

紙芝居には、県内それぞれのところでそれぞれのところで手作りのものもありますし、一般的に作られたものもありますけれど、中身はやはりアップデートというか、最新のものということにはなっておりません。紙芝居の対象は保育園、幼稚園の子供さんたちになりますので、なかなかまだインターネットという話よりも、もっと昔からある物語のものが多くなっております。

【高見澤委員】

ありがとうございます。それから、先ほどのお話に出ました SOS ミニレターの話ですが、置かれている対象となる学校はどんな範囲でしょうか。

【北原委員】

長野県内は一部中学校にも配布しているところがありますが、全部の小学校に配布しています。他県では高校にまで配布しているところもありますが、長野県内では小学校が中心に一部中学校にも配布されているところです。

【高見澤委員】

初期対応ってすごく大事かなと思っていて、生徒さん児童さんからのいじめの端緒を求める場として一つの選択肢が増えたというのが非常にいい取り組みなんじゃないかなと感じました。ありがとうございました。

【松本次長】

他にいかがでしょうか。

それでは今、弁護士会の高見澤委員からも出ましたけれども、初期対応というところに関して少し意見交換していきたいと思います。いじめ等の人権侵害事案に対する初期対応をどのようにやっていけばよいのか。先ほど法務局から未然に情報をキャッチするという場面をいろいろ用意されているというところで、ミニレターの取組、それから電話や LINE、SOS チャットなどで子供たちの声を拾うというようなことをやつていただいているというお話をありました。県の教育委員会でも様々な相談窓口を設置させていただいて、子どもたちからの声をキャッチするというような選択肢を多く設けようというような取組をしております。学校の中でも、お配りしてあるいじめの対応マニュアルにあるように、しっかりと子どもの声を聞くというような取組をしています。その中で初期対応をどのようにしていけばいいのか、今もやっている部分はありますけれども、さらに充実させていくためにはどうしたらいいかというところについて意見交換をしていきたいと思います。それぞれのご経験や立場でご意見いただければと思いますがいかがでしょうか。

こちらから指名させていただいてもよろしいでしょうか。

先ほど法務局のご発表の中で、保護者と学校のボタンのかけ違いというような課題もあったかなと思います。それがまさしく初期対応というところにつながっていくのかなと思いますけれども、保護者という立場でPTA連合会の松田様いかがでしょうか。

【松田委員】

はい。初期対応が一番大事だと思っていまして、私もいくつかの会議に出たり、不登校の会議に出たりしていますけれども、学校と保護者との関係が難しいところがあり、不登校になった子のお話を聞いた時にも、いっぱい支援はあるんだけれども、まず話をするまでがすごく自分の中で大変だったっていう話をお聞きしました。まず話を切り出すところが、一番大事だなと思っています。

先ほどのお話でも、親と学校との思いの違いというか、ボタンの掛け違いというところが、一番進まないところなのだと思います。学校と保護者の関係が良好であれば、お互いの相互理解の中で進む話なのですけれども、親の方が一生懸命になってしまい、けんか腰になったりすることもあるので、そのところで細心の注意を払うことが大切だと思います。そして、先生も本当に大変だと思うので、法務局の方が入ってくれたり、あと弁護士の方が入ってくれたり、第三者、第四者が入って、そして学校と保護者だけではないところで進めていくことでスムーズに進むようになって、学校の方も負担がなく、保護者の方もすっきりして進んでいけると思っております。

【松本次長】

ありがとうございました。第三者が介入することによって、いろんなことがほぐれていくんじゃないかなというようなお話だったかと思います。ありがとうございました。他にいかがでしょうか。

【高見澤委員】

私は子どもの権利委員会という、弁護士会の委員会の副委員長をしています。初期対応という話ですけれども、子どもの権利委員会とすると、初期対応とちょっと話がずれて、その予防段階で、要請があった学校に伺って予防授業を行うというような活動もしています。

初期対応ですけれども、マニュアルを拝見させていただいて、よくできているなとは思うんですけども、一方でより具体的にしたほうがいいかなという点もあります。例えば、この初期対応という点では、児童生徒がいじめにあったときには、学校の先生にまずは相談にいくケースが多いかなというふうに思います。学校の担任の先生とすると、新人の先生や、そういった対応に慣れていない先生方もいらっしゃる場合もありますので、そこから誰がケアしていくのかとか、チーム対応という話もありますけれども、チーム対応として、誰が具体的にどうやってその担任に声をかけるか、その担任の先生がいじめの対処を受け取った時にそれをどう職員会議にもっていくかとか、より具体的なものにするというのがすごく大事だと思います。より具体的に、例えばマニュアルでいうと4ページ目の初期対応のところに、発見者・把握者が学年主任、教務主任、生徒指導主事等に相談とありますが、相談に行った時に、学年主任の方が対応するのかとか、どういった方がこの担任の先生をケアするかとか、それをどう具体的にいじめ対応チームにもっていくかとか、抽象的な部分をより具体化していくことがこのマニュアルという意味では大事なのかなというふうに思いました。各学校によっていろいろな先生方もいらっしゃいますし、職員の人数とかもあると思うんですけども、そうは言っても、もう少し掘り下げたような内容にするというのはすごく大事かなと思います。初期対応がすごく大事だという話はさっき申し上げた

のですけれども、担任の先生が一人で抱え込まないようにする。抱え込むことによって対応が遅くなってしまう。そして気づいた時には保護者が感情的になってしまっているというケースが見受けられるので、最初の段階で担任の先生なり他の先生が発見した時に、それを学校全体という組織としてどう早めに吸い上げるかという視点から、もう少しプラッシュアップしてもいいのかなと思いました。

【松本次長】

ありがとうございます。マニュアルに関して、向井委員、各学校にもマニュアルはあるのでしょうか。

【向井委員】

はい、作っております。各校の様子等は、小中高等学校の関係の委員の皆さんに聞いていただければと思います。

【松本次長】

最前線のところで対応されている中学校長会の保坂委員いかがでしょうか。

【保坂委員】

中学校長会の保坂でございます。本校でも生徒からいじめられたという訴えがありました。対応していく中で、学校から保護者へ連絡するよりも先に、生徒からいじめられたということを聞いた保護者の方がお怒りになって、どういうことだという風に学校に電話がくるということがありました。そこで大切にしたことは、やはり学校としてはちゃんとこのことを大事に捉えていることを伝えることです。すぐに家庭訪問して事情を話してご理解を得て、翌日にいじめ対策小委員会を開いてチームで対応しました。小委員会でどういう方向で指導していくかということをまとめた上で、その日のうちにいじめに関係するご家庭に集まってもらっていました。そして、その場でこういう方向で対応していきますということを説明し、納得していただきました。校内にいじめ対策の防止マニュアルがあって、それに則って対応したことができたのかなと思っています。

こういうことがあった時にとても大事なのは、速さこそが正義であるということだと思います。後に伸ばすのではなくて、その場でできることを最善のスピードでやるということを学校内で行っていて、最初はちょっとボタンの掛け違いがあったのですが、心配されていじめをきっかけにした不登校といったことにならずに、翌日から学校に来るという状況ができているので、そういう点ではやっぱりマニュアルをきちんと作って、よりプラッシュアップしていくのが大事かなと思います。

このようなことは多分どこの学校でも起こり得ているかなと思いますが、初期対応をどれだけスピード感をもって、誠意をもってやるかということは学校として大事なことであって、特に保護者の皆さんのが心配するようなことにならないように、安心してもらえるようにやっていくことを学校現場として大事にしていきたいと思っています。

同時に、今の子供たちは、いじめというものに対する感覚というのはすごく敏感になっているように思います。いじめと言われることをすごくドキッとするような感じになっているような子供が多いので、子供たちのいじめに対する感度が高くなっているんだろうなというふうには感じています。たくさんの子供が生活する中で、やはりトラブルやいじめに近づいてしまうような事案があるということは間違いないのですけれども、学校現場でも道徳教育とか人権教育にかなり力を入れてきているので、そういう

点では感覚が磨かれてきている子供さんが育ってきているんじゃないかな、と私は肌感覚で感じています。

【松本次長】

ありがとうございます。学校の中でもマニュアルをそれぞれ作っていただいて、学校に合ったものにして頂いているというようなことでよろしいでしょうか。

【保坂委員】

はい。

【松本次長】

ありがとうございます。小学校のご紹介もよろしいでしょうか？

【田中委員】

小学校長会の田中と申します。小学校ということで、その特徴的なところを私も申し上げたいと思います。

小学校の場合だと、保護者の方から連絡帳で「うちの子つらい思いしてるんですよ」という声をいただきます。その日のうちに連絡帳のコピーを、校長と教頭に必ず出してください、また、教務主任それから学年主任にも出してくださいということで、その日のうちに対応をしようというふうに心がけています。

保護者の方からは、うちの子どもの気持ちをよく聴いてくださいということを言われるので、担任だけではなく、生徒指導の係や教頭も立ち会いながら、当事者のお子さんの気持ちを両方お聞きして、気持ちのすれ違いですか、そういうところもありますので、それを丁寧にご説明していくということになります。学校で起きたことですので、すべて学校の責任ということで対応させていただいているが、中にはどうしても相手の保護者の方にものを申し上げたい方もいらっしゃって、そういう時には教育委員会の方に来ていただきたり、または弁護士に相談させていただいたりしながら対応させていただきます。

【松本次長】

小学校の中でもマニュアルの見直しはやられているということですね。

【田中委員】

毎年やっております。

【松本次長】

ありがとうございます。高校はいかがでしょうか。

【塙田委員】

高等学校長会の塙田と申します。学校での対策ということですけれども、各校でいじめ対応マニュアル

ルを整備しているところであり、またホームページ等にも掲載しているところです。それに準じて学校は日々対応しているところですが、今小中のお話に加えて、高校ならではというと、やはり SNS かなという感じがします。SNS も大変問題であるし、公開されているものとしては重大さがありますし、LINE でグループを別途作って、ある子だけが知らなかつたとかいうことであっても、それが心身の苦痛につながっていくわけです。他にも、高校の認知件数が少ないので、生徒自身にレジリエンスがあつたり、人間関係を調整していく力がついているからこそであって、本格的にいじめとして取りあげられる場面というのは、本当に深刻であるか、もう一つは保護者が非常に厳しく捉えて、学校への対応に不満をもっているという場合かと思います。学校はもちろん訴えがあれば真摯に対応していますし、また年に数回アンケートを取りながら、あと職員との面談を通じて情報把握、実態把握に努めているところですが、それでも全国的に問題になっている保護者対応に非常に苦労する場面があります。いじめという言葉自身が法的な言葉だと思っておりまして、一般的な感覚とは違うし、そして訴えられればそれはその通りなわけです。私としては、もっと法的な場面で学校から相談できる窓口が充実してくださるといいなというふうに思っています。保護者の方は、昔だったら担任に言わないで校長にという話がありましたけど、学校はもうどうしようもないから教育委員会に電話したり、いろんなところに電話したりしているわけです。弁護士さんに相談にも行きます。それはもう当然の権利なわけです。そうすると学校としては、それに対応できるような準備が必要で、法的な面から学校を支援していただくような体制を整備していただけだと大変有難いと思っています。

【松本次長】

ありがとうございます。やはり学校現場だけで全てを解決しようというところはなかなか難しい環境になつていいというふうに思います。本日お集まりの関係者の皆様のお力添えもぜひいただきたいことと、塙田委員がおっしゃったように、学校を支援する体制ということも、一方では必要というところです。さきほど PTA 連合会の松田委員もおっしゃっていました第三者の介入、相対してやっていくとどんどん感情的なものが強くなっていくというところもありますので、そういう部分も検討が必要なのではないかと思っています。いろいろご意見をいただきましてありがとうございます。まだまだちょっと足りない部分あるかと思いますが、一旦ここで切らせていただきます。